

# 協会長ステートメント

## 会長 船曳真一郎

2026.6.11

日本損害保険協会会長として、この1年間の主な取組を振り返り、ご報告と所感を申し上げます。

### 1. はじめに

この一年を振り返りますと、全国各地で集中豪雨や暴風が頻発し、今年度に入っても、規模の大きい地震が続けて発生する等自然災害の脅威は衰えることなく、国民の日常生活を脅かしています。損害保険業界は、被害に遭われた方々への迅速かつ適正な保険金支払に尽力するとともに、リスクへの備えに対する意識向上に資する取組に引き続き注力します。

今、わが国を取り巻く環境は歴史的な転換点にあります。4月には、日経平均株価の終値が史上初めて6万円の大台を突破し、資本市場は新たな局面を迎えている一方で、中東情勢の緊迫化に伴うエネルギー価格の上昇、サプライチェーンの分断や、常態化した物価高が人々の生活や企業経営を圧迫し続けています。社会の不確実性が高まる中で、リスクの担い手である当業界の社会的使命は、かつてないほど重くなっています。

当業界には、国民生活の安定と国民経済の発展に貢献する使命があることを再認識し、経済の成長を支える商品・サービスの提供等を通じて、わが国の成長に貢献する活動を継続して前進させていきます。



### 2. 主要な取組

この一年間は、お客さまと社会からの信頼回復に向けて、「顧客本位の業務運営の徹底」と「健全な競争環境の実現」を最優先に位置づけ取組を進めてきました。また、第10次中期基本計画の重点目標である「損保業界の成長を支えるビジネス基盤の整備」「社会・保険制度のレジリエンス強化」「消費者・事業者へのリスクマネジメントの理解浸透」の取組も着実に進めてきました。加えて、改正保険業法が施行されることを踏まえて、各種対応を行ってまいりました。

#### (1) お客さまと社会からの信頼回復に向けた取組

「顧客本位の業務運営の徹底」と「健全な競争環境の実現」を最優先に位置付け、前者においては「保険代理店の募集品質向上に資する取組」を、後者においては「企業におけるリスクマネジメント意識向上に資する取組」を活動の核として取組を進めてきました。

## ① 保険代理店の募集品質向上に資する取組

### ア. 代理店業務品質評価制度の本格運用

保険会社による保険代理店への指導などを補完する業界共通の仕組みである「代理店業務品質評価制度」について、制度運営に関する枠組みの整備を進めてきましたが、本年4月より当協会内に「代理店業務品質評価本部（以下「評価本部」）」も設置し、本格運用を開始しました。

また、昨年度来、取組を進めてきた代理店による体制整備等に関する自己点検においても、自己点検チェックシートの授受に活用する業界共通システムである「代理店登録等の共通プラットフォーム」を計画通りに今月リリースし、本格的に活動を開始しています。今後、評価本部において、本制度の運用状況をモニタリングするとともに、フォローアップ点検も実施していきます。

代理店と損害保険会社が自己点検チェックシートの点検結果等をもとに対話を重ねることで、必要な態勢整備を行い、業界全体で募集品質の向上を実効性高く進めることにより、代理店業務品質の高度化を実現し、お客さまや社会への責任を果たしていけるよう引き続き、真摯に取り組んでいきます。

### イ. 募集人資格制度の再構築

損害保険募集人の試験制度の運営方法を見直し、損保一般試験・基礎単位では、昨年7月より出題方式を「一問一答式」から「一問一答式に加えて多肢選択式」に変更し、資格取得の難易度を引き上げました。

また、昨年12月より開始した特定大規模乗合損害保険代理店に対して設置が義務付けられる法令等遵守責任者および統括責任者向けの試験に続けて、今月より法令等遵守責任者資格制度の運用も開始しました。

## ② 企業におけるリスクマネジメント意識向上取組

当業界では、企業保険市場の健全な競争環境の実現に向けて、保険会社が旧態依然とした業界慣行と決別し、保険本来の機能である商品・サービスで競い合う環境構築に努めてきました。加えて、企業が自社のリスクマネジメント方針に見合った保険商品・サービスを選択できるよう、企業におけるリスクマネジメント意識の向上に取り組んできました。

その一環として、昨年11月に当協会はリスクマネジメントセミナーを主催し、約700名の方に参加いただきました。更に、当協会におけるリスクマネジメント高度化に向けた取組を「企業のリスクマネジメント高度化支援事業」として再整理し、今年度の新たな取組として、企業のリスクマネジメントの高度化を担う人財を育成する「リスクマネジメント人財育成講座（仮称）」の年度内開講に向

けた準備を進めています。これらの取組により、リスクマネジメントに関する知識・スキルを備えた人財の育成や、リスクマネジメントの意義浸透・実践支援を図っていきます。

また、金融庁と経済産業省の共催による「企業のリスクマネジメントの高度化に向けた検討会」は計3回の会合が開催され、当協会も参画しました。企業のリスクマネジメントの高度化を実現するために官民を挙げて取り組み、企業の価値創造と成長投資の後押し、ひいては我が国の経済的発展に寄与したいと考えています。

### ③ 監督指針等の改正を踏まえた対応

「特定大規模乗合損害保険代理店における体制整備」「保険会社等における体制整備」「特別利益の提供の範囲の拡大」など、昨年5月に成立した改正保険業法が6月1日より施行されました。各損害保険会社は、改正の背景や趣旨を今一度しっかりと受けとめ、信頼回復に向けた取組を着実に進めていきます。

本年4月には、「募集コンプライアンスガイド」について、保険業法改正や昨年12月にパブリックコメントが実施された「保険業法施行規則」および「保険会社向けの総合的な監督指針」等の改正内容を踏まえ、「特定大規模乗合損害保険代理店における体制整備」や比較推奨販売規制で今後予定されている改正内容について解説するページを加える等の改定を行いました。

また、信頼回復に向けた各取組の実効性を確保し、業界全体の取組レベルの底上げを図る観点から、本年5月に会員会社に対してガイドライン等に関する4回目のフォローアップアンケートを行い、着実に会員各社の取組が進捗していることを確認しています。今後も信頼回復に向けた実効性向上のための取組を進めます。

## (2) 第10次中期基本計画・重点目標に関する取組

第10次中期基本計画における重点目標に紐づく取組を着実に進めてきました。

### ① 損保業界の成長を支えるビジネス基盤の整備

お客さまの利便性向上と会員各社の業務効率化を目的として、デジタル技術を活用したビジネス基盤の整備を進めてきました。

自賠償保険の損害調査・支払業務におけるペーパーレス化を実現する共同システム「s-JIBAI」を昨年12月にリリースしました。また、同時期に公共工事履行保証証券（履行ボンド）および履行保証保険の証券等を電磁的方法により提出する新たな保証証券等確認システムの運用を開始しました。

### ② 社会・保険制度のレジリエンス強化

保険金不正請求の防止と消費者の皆さまの被害防止につながる活動は、当協会における不断の取組として進めています。昨年6月に続き、本年2月、一般消費者向けに「保険金不正請求に関する意識調査」を実施し、5月に結果を公表しました。今回の調査では、前回調査で実施した保険金請求における一般消費者のモラル意識の現状把握に加え、損害保険の理解度や不正請求防止に向けて保険会社に求める事項なども聴取しており、今後の業界取組の検討にも活用します。保険金不正請求の防止に向けて、警察庁の後援を得て作成した啓発ポスターなどの活用に加え、若年層等を対象にしたデジタル広告の展開などを通じて、より分かりやすく伝えるための啓発活動に取り組んでいきます。

また、南海トラフ地震や首都直下地震などの大規模地震の発生を想定し、運用している「地震損害申告サポート（損害状況申告方式のWEB化）」について、対応可能な会員会社が昨年9月に1社加わったことに続き、本年4月にも1社加わり13社になりました。本システムを利用することでお客さまはスマホやパソコンから損害状況の申告や写真登録を行うことができ、損害保険会社も事案管理や帳票作成をWEBサイトで行うことができるため、より迅速に地震保険の保険金支払手続きを進めることが可能になります。

### ③ 消費者・事業者へのリスクマネジメントの理解浸透

わが国における自然災害の激甚化・頻発化は常態化されつつあり、消費者・事業者にリスクマネジメントの重要性を理解いただくことの意義は、益々高まっています。

当協会では、消費者向けの取組として、昨年10月に初めて、火災保険契約者を対象として水災リスクや水災補償に対する意識実態調査を行い、12月に結果を公表しました。災害に強い社会の実現に向けて、本調査結果も活用して火災保険の水災補償の普及促進に向けた取組を実施しています。また、水災リスク等への備えとして、ハザードマップ普及施策の一つである、災害時の避難行動を家族で計画するツール「そんぼデジタル・マイ・タイムライン」についても、建物の保全に関するお役立ち情報を追加しました。利便性の向上に資するシステム改修も行き、全国の自治体に利用促進の協力依頼を実施しました。

地震保険については、地震保険広報活動を展開するとともに、昨年9月に開催された「ぼうさいこくたい2025」へのセッション出展や協会支部を中心としたリスク啓発活動などを行ってきました。

事業者向けの取組では、地域経済に深刻な影響を及ぼす大規模災害等への対策として、行政機関とも連携した事業者向け損害保険の普及、事業継続計画の策定推進、サイバーリスク対応の意義浸透等の活動を進めてきました。また、3月には「BCP×保険」をテーマに企業経営者との対談を行い、ビジネスメディアへの配信などを展開しました。

当協会としても取組を加速させ、リスクに強い地方経済を創出し、地方創生・活性化に貢献していきたいと考えています。

### ④ 各種課題への取組

#### ア. 自賠償保険運用益拋出事業

当協会は1971年から、自賠責保険の運用益を活用し、自動車事故防止対策事業や自動車事故被害者対策事業などの分野に対する支援を行っています。2026年度は、救命救急医療機器・機材の寄贈など、新規12事業を含めた56事業に総額18億6,011万円の支援を決定しました。

## イ. 新興国市場への支援

東アジア諸地域に対する保険技術協力・交流プログラムとして、1972年から継続する日本国際保険学校（ISJ）では、昨年11月～12月に開催した一般コースに続き、今年度の上級コースは5月～6月にかけて、東アジアの12地域23名の参加者を迎えて開催しています。

また、本年9月に「第31回東アジア保険会議（EAIC）東京大会」を生命保険協会と当協会が共同で主催します。サステナビリティ、金融規制、高齢化社会、AI・デジタル、自然災害、ヘルスケア、人材育成等の東アジアの各国・地域の共通課題をテーマとした基調講演やパネルディスカッションを行う予定です。本大会が有意義な国際会議となるよう、準備を進めていきます。

## ウ. 家庭科・社会科・公民科教員対象セミナーの開催

当協会は公益財団法人生命保険文化センターと共催（後援：東京都教育委員会、大阪府教育委員会、全国家庭科教育協会、全国公民科・社会科教育研究会、日本消費者教育学会）で、「生活設計とリスク管理」、「社会保障制度」、「民間保険」について知識と理解を深めていただくことを目的に、中学校・高等学校の家庭科・社会科・公民科教員向けのセミナーを本年7月に大阪、8月に東京で開催します。当日は大学教員による基調講演および家庭科・社会科・公民科教員による授業実践報告、グループ別情報交換会を行います。ハイブリッド開催（会場開催とZoomによるオンライン開催）となっていますので、全国どこからでも参加が可能です。

# 3. おわりに

昨年6月に協会長に就任して以降、お客さまと社会からの信頼を取り戻せるよう、「顧客本位の業務運営の徹底」と「健全な競争環境の実現」を最優先に会員会社が一丸となって活動を進めてきました。

本年は、改正保険業法も施行され、保険業界は、まさに今、業界の構造そのものが変わる大きな転換点にあります。また、不確実性が高まる時代においては、多様な環境変化に機敏に対応し、当業界が社会全体のレジリエンスを支えるインフラとして十分に機能することが不可欠です。

安心かつ安全で持続可能な社会の実現に向けて当業界が果たす役割を改めて認識し、未来においても社会的役割を發揮できるよう、構造変革の歩みを止めることなく前進させていきたいと考えます。

この1年間、協会長として業務を遂行するにあたり、皆さまからの温かいご支援、ご協力に対し、心より厚く御礼申し上げます。今後も、損害保険業界および当協会に対するご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上